

会 議 録

1 会議名

第9回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

諮問第67号名立地区公民館下名立分館の廃止について

諮問第68号名立地区公民館上名立分館の一部廃止について

(2) 報告事項（公開）

地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等について

(3) その他の事項（公開）

平成30年度第10回地域協議会の開催予定

3 開催日時

平成30年12月17日（月）午後6時30分から午後8時まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：安藤安年、奥泉稔、木村和子、草間照光、佐藤道子、高宮秀博、塚田正、
徳田幸一、原田秀樹、三浦元二
- ・ 事 務 局：三浦所長、小林次長（総務・地域振興グループ長兼務）、松永市民生活・
福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、渡邊班長、佐藤主任
- ・ 教育委員会：社会教育課 川上参事、横手副課長、加藤係長

8 発言の内容

【渡邊班長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 上越市の地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により委員の半数以上

の出席を確認、会議の成立を報告。

【塚田会長】

- ・挨拶
- ・所長に挨拶を求める。

【三浦所長】

- ・挨拶

【塚田会長】

- ・事務局に資料の説明と会議録の確認者の発表を求める。

【渡邊班長】

- ・資料の説明
- ・会議録の確認：三浦委員、安藤委員

【塚田会長】

- ・協議事項「諮問第67号名立地区公民館下名立分館の廃止について」及び「諮問第68号名立地区公民館上名立分館の一部廃止について」担当課である社会教育課に説明を求める。

【川上参事】

- ・諮問内容について、資料 1、2 及び参考資料 1、2 に基づき説明。
- ・今後、答申をいただいた後、3月議会に条例の一部改正を上程する予定である。

【塚田会長】

- ・社会教育課の説明に対し、委員に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・下名立分館の廃止や上名立分館の一部廃止自体についてはこれまでも説明を受けており、地域での合意形成がされているとも聞いているので、特に何も言うことはない。
- ・これまでの説明では、私は名立区全体としての公の施設の適正配置の方向性については、結論が出ていないという認識であり、下名立分館の廃止の諮問理由につながってこないと思うが、諮問理由を「複数の施設を設置する地区内での適正な配置を進める」としたことについて説明していただきたい。

【三浦所長】

- ・地域協議会や町内会長会議でも説明してきたが、下名立分館の廃止については昨年

から地域のまちづくり団体等との意見交換会や行政懇談会等で下名立地区の地域の皆さんと今後、地域の中でまちづくり活動の拠点となる施設や老朽化が進み利用率が低いため廃止する施設等について十分に意見交換して、整理してきたことを踏まえたものである。

【三浦委員】

- ・地域の中での合意形成がされているという認識はしている。
- ・今後、施設の廃止理由が老朽化と適正配置が恣意的に使い分けられるとしたら、公平性を欠くと思ったので質問をさせてもらう。今回、下名立分館の廃止の理由と上名立分館の一部廃止についての諮問理由が異なっていることについて説明していただきたい。

【川上参事】

- ・市としてはこれまでの地域の活動やこれからあるべき姿を見越したうえで、利用率が低い施設は経費等を鑑み、全市的にある程度整理させてもらいたいと考えている。
- ・諮問理由が異なることについては、老朽化や経費等が第一の理由ではなく、地域の皆さんが今後、地域の発展や振興のためにどの施設を中心として活動するかという方向性を見い出されたであろうということ、そしてこれを機に整理をさせていただきたいということで諮問を行った。老朽化を理由とした上名立分館の一部廃止とは理由が異なるということをご理解いただきたい。

【三浦委員】

- ・今の説明で、今後は施設の廃止等の理由として、老朽化等ではなく適正配置が前面に出てくると感じた。
- ・我々も今後は区内の施設のあり方については、今までとは違った視点で見ていかなければならない。

【塚田会長】

- ・地域の個々の施設に対する具体的な案件は総合事務所を通じて地域に理解してもらうとともに我々は名立区全体の中で施設のあり方について考えていかなければならない。もちろん地域の皆さんの意思が一番重要であるのは言うまでもない。
- ・委員に対し、他に意見・質問を求める。

【奥泉委員】

- ・施設の廃止はよいが、今後どのようにして管理していくのか。
- ・解体の計画はあるのか。
- ・施設の備品は移動する予定なのか。

【川上参事】

- ・施設の管理については、利用がなくなるので必要最小限になるかもしれないが、事故が起こらないように適正に管理したい。
- ・解体については、全体の老朽度を見ながら、優先度等を考慮して、徐々に準備を進めていく。
- ・机や椅子等の備品については、使用可能なものは移動させて有効活用する。

【塚田会長】

- ・意見や質問が終結したことから、諮問第67号及び諮問第68号について委員に諮り、意見がないことから、適当と認める。
- ・3 - (1) 報告事項「地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・資料 3 ~ 5 に基づき説明。

【塚田会長】

- ・説明に対し、意見・質問を求める。

【奥泉委員】

- ・資料内の「旧西頸城」という表記は「名立区」に改めるべきである。
- ・見直しをするということは将来的に事業がなくなるということか。

【三浦所長】

- ・地域活動支援事業は市長公約として平成22年度から始まり、この間色々な見直しを行なってきた。
- ・名立区の審査方針については、当時の委員の皆さんの思いを反映した中で策定し、随時、見直しも進めてきており、今はある程度完成されたものになったと考えている。その中で、資料 4 の19ページに記載があるが、7月と8月に委員の皆さんが議論して整理した、次代を担う子どもたちの郷土愛を育む事業についても審査の視点を置き、審査方針に反映することについても検討していただきたいと考える。

【塚田会長】

- ・委員に対し他に意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案は強制ではないとしながらも考え方の一例を示しているということであるが、この膨大な資料に記載されている検証結果に係る市の案に配慮しながら、1月の地域協議会で審査方針を検討するということが。そうであれば、1月の地域協議会までに委員の間で共通認識を持った方がよいと思う。
- ・市の案でどうしても看過できない箇所がある。資料 3の3 - (1) - で「新規案件の掘り起しに向けた取組が必要」等の検証結果に対し、「提案団体が新たな事業を創出する誘因となるよう、同じ事業を連続して提案・採択する場合の補助率の見直し」とあるが、このような全く視点が違うことを案として示されて議論することはいかなるものかと思う。1月にどのような形で審査方針について協議するのか見通しを聞きたい。

【塚田会長】

- ・審査方針の協議については、ポイントを絞る等どのような形で今後の日程に組み込むかについては、事務局と協議して早く委員の皆さんに示すので正副会長に任せて欲しい。

【三浦所長】

- ・28区の地域協議会で7月から9月にかけて事業の検証を議論してきた結果については尊重すべきものであり、それを自治・地域振興課で整理した内容が資料 3と資料 4のとおりである。名立区の審査方針はある程度完成されたものと考えますが、委員の皆さんが他区の検討結果を参考にすることでより良い審査方針につなげる議論ができればよいと考えている。

【塚田会長】

- ・他に委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・3 - (2)「その他」報告について、事務局に説明を求める。

【小林次長】

- ・11月の地域協議会で三浦委員から質問があった津波ハザードマップの改定について、危機管理課に確認したところ回答があったので報告する。

- ・市では来年1月から名立区を含む沿岸地域7か所で津波浸水想定に係る住民説明会を順次開催する予定である。
- ・その内容は東日本大震災のように幾重にも押し寄せる巨大津波は日本海においては海水の量から発生しえないことや直江津港周辺のボーリング調査の結果から推測される津波の周期については約5千年に一度と極めて低頻度であることから、その内容を冷静に受け止め、中長期視点で対策を検討することをご理解いただくということと説明し、津波対策の基本的な行動である揺れたら逃げることを呼び掛けていく予定である。
- ・市の津波対策について、新潟大学のト部准教授等専門家の皆さんから今年度中に提言いただき、平成31年度に津波ハザードマップを作成する予定とのこと。
- ・次に同じく11月の地域協議会で三浦委員から質問があった名立区の避難所になっている旧山海荘への市道の除雪及び11月27日の町内会長会議において新井町の町内会長から質問があった江野神社への市道の除雪についても回答させていただく。
- ・市内の津波発生時の指定避難所及び指定緊急避難場所は現在66か所あり、名立区においては8か所のうち2か所へ通じる市道の除雪がなされていない状況であった。今回の質問を受けて関係部署で協議し、指定避難所及び指定緊急避難場所については隣接する市道まで、冬期道路除雪計画における除雪基準に基づいて実施するという事で協議が整った。これに伴い前回の地域協議会で佐藤委員から要望があった旧山海荘に上がる市道のUターン場所についても確保できると考えている。
- ・なお、今回除雪することとなった市道除雪の最終地点から避難所までの間は共助により地元の皆様方で除雪していただくことを前提としているのでご理解いただきたい。
- ・次に県道東飛山名立線の歩道除雪について、昨年度まで、名立橋から国道8号線までの西側の歩道を除雪していたが、人家のある東側の歩道を除雪するよう要望したところ、今年度から東側の歩道を除雪することとなった。

【塚田会長】

- ・事務局の説明に対し、意見・質問を求める。

【三浦委員】

- ・旧山海荘までの市道の除雪の説明で、共助により地元の皆様方で除雪という話があったが、敷地は除雪の対象外ということか。

【小林次長】

- ・市道除雪での対応となるので、除雪の対象は市道のみということになる。

【塚田会長】

- ・他に委員に意見・質問を求めるもなし。
- ・次に「平成30年度第10回地域協議会の開催予定について」事務局に説明を求める。

【渡邊班長】

- ・日時：平成31年1月24日（木） 午後6時30分から

【塚田会長】

- ・事務局案でよいか委員に確認し、承諾を得る。

【奥泉副会長】

- ・会議の閉会を宣言。
- ・挨拶

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL 025-537-2121（内線 223）

E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。